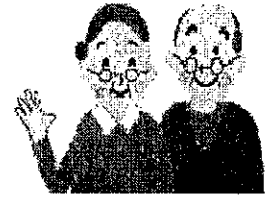


ふれあい収集はじめます！

◎1月から申込み受付

◎2月から収集を開始します。



本町では、ごみや資源物をステーションまで出すことが困難で他の者の協力を得られることが出来ない世帯に対し、収集担当職員が玄関先から安否確認の声かけを行い戸別にごみの収集を行います。

【対象となる世帯は】

- ① 高齢者の世帯（要支援・要介護の認定者と同等程度）
- ② 病気の世帯
- ③ 身体の障がいがある理由でごみを出せない世帯
- ④ 家族を介護するためごみ出しができない世帯
- ⑤ 冬期間ごみを出せない世帯
- ⑥ その他の理由でごみを出せない世帯

※ 世帯の全員が上記の理由のいずれかに該当することが必要です。（年齢の制限はありません）

【申込みから収集までの流れ】

申込み・・・申請書または電話で申込みします。ご本人のほか親族、介護施設担当者及び民生委員などからの申込みでも受付します。

自宅を訪問・・・担当者職員がご自宅を訪問し申込者の状態や状況をご本人や同席した親族、介護担当者、民生委員等とお話して確認します。

結果のお知らせ・・・ふれあい収集の結果を後日お知らせします。

収集方法・・・指定した収集曜日に週1回訪問し、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物に分別されたものを、玄関先で収集し、安否確認の声かけをします。

《お問合せ先》 余市町民生部環境対策課

TEL 0135-21-2118 FAX 0135-21-2144